



岩手労働局発表
令和2年11月5日

照 会 先	労働基準部 監督課長	川上明
		(電 話) 019-604-3006 (F A X) 019-604-1534
	職業安定部 職業対策課長	松川信亮
		(電 話) 019-604-3005 (F A X) 019-604-1533

11月は「外国人労働者問題啓発月間」です

「守ろう雇用、誰もが活躍」～外国人雇用はルールを守って適正に～

厚生労働省は、例年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と定めていますが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、今年度は11月に実施します。

「外国人労働者問題啓発月間」概要

1 実施期間

令和2年11月1日(日)～11月30日(月)までの1ヶ月間

2 取組内容

- (1) ポスター・パンフレットの作成・配布
- (2) 事業主団体などを通じた周知・啓発、協力要請
- (3) 個々の事業主などに対する周知・啓発、指導
- (4) 技能実習生受入事業主などへの周知・啓発、指導
- (5) 各種会合における事業主などに対する周知・啓発などの実施

3 月間の趣旨

外国人労働者の就労状況を見ると、派遣・請負の就労形態での雇用が多く、雇用が不安定な場合や、労働・社会保険関係法令が順守されていない事例などが依然として見られます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人の新規求職者数が前年に比べて増加しており、特に定住者や専門的な知識・技術を有する外国人の就職率が一般より低い状態で推移しています。

こうした状況を踏まえ、事業主団体などの協力のもと、労働条件などルールに則った外国人の雇用や外国人労働者の雇用維持・再就職援助などについて、事業主や国民を対象とした積極的な周知・啓発活動を行うものです。

4 岩手労働局の主な取組

岩手労働局においては、事業主団体（一般社団法人岩手県経営者協会、岩手県中小企業団体中央会、岩手県商工会議所連合会、岩手県商工会連合会等）などを通じて周知・啓発、協力要請を行うとともに、各ハローワーク等において技能実習生受入事業所に対し、重点的に啓発・指導を実施する予定です。

11月は「外国人労働者問題啓発月間」

「守ろう雇用、誰もが活躍」

外国人雇用はルールを守って適正に



**外国人を雇っている事業主の皆さん、
守るべき雇用ルールについて、いま一度チェックしてみましょう**

- 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？
- 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
- 安易な解雇はしていませんか？
- 外国人の雇い入れ・離職時に、ハローワークへ雇用状況の届け出を出していますか？

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」より

※詳しくは、ハローワーク（公共職業安定所）、都道府県労働局にお問い合わせください。